

磐梯町農業委員会 8 月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 4 年 8 月 1 9 日（金）午前 9 時 0 0 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

1 7 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 1 2 番 加藤 健一

会長職務代理者 1 1 番 田中 重博

委 員

4 番 前田 諭志 5 番 川井 信之 6 番 鈴木 勇一

7 番 遠藤 充孝 8 番 上野 庄市 9 番 田中 茂

1 0 番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 2 番 鈴木 一功 3 番 鈴木 照喜

4 番 加藤 正己 5 番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1 番 金田 未樹 2 番 鈴木 翼 3 番 佐藤 栄祐

農地利用最適化推進委員

な し

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 6 3 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第 6 4 号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第 6 5 号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について

議案第 6 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 9 名、農地利用最適化推進委員 4 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 4 番 前田 諭志 委員

議席 5 番 川井 信之 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第 3 議案第 6 3 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 6 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 4 年 8 月 19 日提出。

まず、1 番でございます。農地の所在は、大字〇〇字〇〇 4 6 番外 9 筆 田 農振農用地 10 筆面積合計は 22,739 m² 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は 10 年、10 アール当り賃借料は 11,000 円です。

次に 2 番です。農地の所在は、大字〇〇字〇〇 1 4 番 田 農振農用地 面積は 639 m² 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は樹園地、期間は 10 年、10 アール当り賃借料は無償です。

次に 3 番です。農地の所在は、大字〇〇字〇〇 2 4 1 3 番 田 面積は 4,191 m² 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は 3 年、10 アール当り賃借料は 3,200 円です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

5 番 川井 信之 委員

2 番についてですが、樹園地ということですが、何を作るのか。

事務局

そちらについては、ブドウの作付けをすると聞いております。

議長

他に質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第 6 3 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 承認することに決定いたします。

議長

日程第 4 議案第 6 4 号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 4 議案第 6 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）、農業経営基盤強化法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 4 年 8 月 1 9 日提出。

まず、1 番の申請地から説明申し上げます。

農地の所在が、大字〇〇字〇〇 9 番外 2 筆 田 農振農用地、3 筆面積合計は 4, 9 9 2 m²、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらは一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和 4 年 8 月 2 0 日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年 5 ヶ月、こちらは、使用貸借でございます。

次に 2 番です。

大字〇〇字〇〇 1 9 番外計 2 4 筆 田 1 5 筆、畑 1 0 筆 2 5 筆面積合計は 2 1, 7 0 9 m²、農振農用地で一部農振農用地外、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらもし一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田・畑、貸借期間が令和 4 年 8 月 2 0 日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年 5 ヶ月、こちらもし使用貸借になります。

続いて 3 番です。

大字〇〇字〇〇 3 6 番外 1 筆 田 農振農用地、2 筆面積合計は 4, 3 4 2 m²、新規設

定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて4番です。

大字〇〇字〇〇47番外2筆 田 農振農用地、3筆面積合計は4,903㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて5番です。

大字〇〇字〇〇40番外6筆 田 農振農用地、7筆面積合計は12,485㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて6番です。

大字〇〇字〇〇31番外2筆 田 農振農用地、3筆面積合計は4,962㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は5,000円の設定でございます。

続いて7番です。

大字〇〇字〇〇36-1番外6筆 田 農振農用地、7筆面積合計は4,140.37㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて8番です。

大字〇〇字〇〇1番外5筆 田 農振農用地、6筆面積合計は3,502㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

者)は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて9番です。

大字〇〇字〇〇66番外1筆 田 農振農用地、2筆面積合計は3,048㎡、新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、こちらは使用貸借ということでございますが、現物で10アール当り米60kg1俵の契約となります。

続いて10番です。

大字〇〇字〇〇74番外36筆 農振農用地で一部農振農用地外、田30筆、畑7筆37筆面積合計は50,875㎡、新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田・畑、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、こちらは、使用貸借でございます。

続いて11番です。

大字〇〇字〇〇6682-106番外4筆 田 一部農振農用地、5筆面積合計は1,573㎡、新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、こちらも、使用貸借でございます。

続いて12番です。

大字〇〇字〇〇87番外6筆 田 農振農用地、7筆面積合計は10,281㎡、新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、こちらは使用貸借ということでございますが、一部無償、一部10アール当り米60kgの契約となります。

続いて13番です。

大字〇〇字〇〇53番外2筆 田 農振農用地、3筆面積合計は4,460㎡、新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地

中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は7,000円の設定でございます。

続いて14番です。

大字〇〇字〇〇6番外8筆 田 農振農用地で一部農振農用地外、9筆面積合計は10,919㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて15番です。

大字〇〇字〇〇28番外17筆 田 農振農用地、18筆面積合計は28,131㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて16番です。

大字〇〇字〇〇42-1番外1筆 田 農振農用地、2筆面積合計は519㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて17番です。

大字〇〇字〇〇11番外6筆 田 農振農用地、7筆面積合計は8,376㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて18番です。

大字〇〇字〇〇42番外1筆 田 農振農用地、2筆面積合計は2,765㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8

月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて19番です。

大字〇〇字〇〇9番外2筆 田 農振農用地、3筆面積合計は7,345㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらは一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて20番です。

大字〇〇字〇〇84番外2筆 田 農振農用地、3筆面積合計は3,021㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらは一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、こちらは使用貸借ということでございますが、一部無償、一部10アール当り米60kgの契約となります。

続いて21番です。

大字〇〇字〇〇90番 田 面積は508㎡、農振農用地、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらは一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,000円の設定でございます。

続いて22番です。

大字〇〇字〇〇78番外3筆 田 農振農用地、4筆面積合計は9,110㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらは一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、こちらは、使用貸借になります。

続いて23番です。

大字〇〇字〇〇60番外3筆 田 農振農用地、4筆面積合計は5,243㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらは一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、10アール当り賃借料は8,

０００円の設定でございます。

続いて２４番です。

大字〇〇字〇〇１２番外２筆 田 農振農用地、３筆面積合計は６，６１９㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらも一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和４年８月２０日から令和１４年１２月３１日までの１０年５ヶ月、こちらは使用貸借ということでございますが、１０アール当り米６０ｋｇの契約となります。

続いて２５番です。

大字〇〇字〇〇９番外１筆 田 農振農用地、２筆面積合計は３，３３３㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらも一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和４年８月２０日から令和１４年１２月３１日までの１０年５ヶ月、１０アール当り賃借料は７，０００円の設定でございます。

続いて２６番です。

大字〇〇字〇〇８４番外１７筆 田１５筆、畑３筆 農振農用地で一部農振農用地外、１８筆面積合計は２１，３０８．５０㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらも一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和４年８月２０日から令和１４年１２月３１日までの１０年５ヶ月、こちらは、使用貸借になります。

続いて２７番です。

大字〇〇字〇〇６６８０－１９番外４９筆 田３４筆、畑１６筆 農振農用地で一部農振農用地外、５０筆面積合計は４３，４１３．５２㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらも一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和４年８月２０日から令和１４年１２月３１日までの１０年５ヶ月、こちらは、使用貸借になります。

続いて２８番です。

大字〇〇字〇〇６番外２筆 田 ３筆面積合計は４，５０２㎡、農振農用地、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらも一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田、貸借期間が令和４年８月２０日から令和１４年１２月３１日までの１０年５ヶ月、１０アール当り賃借料は８，０００円の設定でございます。

続いて29番です。

大字〇〇字〇〇12-1番外6筆 田6筆、畑1筆 農振農用地で一部農振農用地外、7筆面積合計は10,608㎡、新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表〇〇〇〇氏です。こちらを一括方式となりますので、農地中間管理機構が間に入りましての契約となります。利用目的は田・畑、貸借期間が令和4年8月20日から令和14年12月31日までの10年5ヶ月、こちらは使用貸借ということでございますが、一部無償、一部10アール当り米60kgの契約となります。

なお、今回の契約に当たっては、〇〇〇〇〇〇〇〇の設立に伴って、農地中間管理機構を通して利用集積をするという内容であります。一部使用貸借ということで、構成員またはその家族の方については無償であるということです。それ以外の方も、一部無償又は現物という契約になっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

資料の中で賃借料が空欄になっているがということなのか。

事務局

今回は、〇〇〇〇〇〇〇〇の法人の構成員とその家族については賃借料を定めないで使用貸借という形をとっているようです。また、他の使用貸借の契約者についても、本来であれば農地中間管理機構を通しての賃貸借契約になりますので賃借料を設定するところがありますが、以前から無償で貸付けしている農地と米60kgで現物での貸付けとしている農地になっているため、賃貸借ではなく使用貸借のため空欄となっています。

議長

他に質問ございませんか。

11番 田中 重博 委員

集積されることは良いと思うんですが、当事者間の問題だけではなくて、水路、農道の問題、草刈り等について、地域と協調しながら行ってほしいと思いますが、最近見ていると機械がどんどん大きくなってきているから、境界ギリギリまでうなってしまって、周りの人が気を遣っていることもあるようだ。当事者間ではこれで良いが、ぜひ地域と協調することを役場の方から繋いでほしいと思いますが、その辺は注意してほしいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

今回契約した農地については、以前から相対で耕作していた農地なのでその点については大丈夫かなと思います。今回は、〇〇〇〇〇〇〇〇の法人設立に伴っての利用権設定契約について整理してところでありますので、以前から使っているという部分では十分注意していると思いますが、こちらの方でも口頭でも伝える機会あれば伝えていきたいと思

ます。

議長

他に質問ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

今回250筆くらいあるようだが、その中で耕作されていない土地はどのくらいの割合でありますか。

事務局

田については町に提出されている営農計画書に基づいた農地で確認しておりまして耕作放棄地はないということで、畑については現地については全て確認できておりませんが、そば等の作付けをしている農地ということで認識をしております。

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第64号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式) 承認することに決定いたします。

議長

日程第5 議案第65号 農地等現況確認証明申請(非農地証明交付申請)の承認について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第65号 非農地証明交付申請の承認について、令和4年8月19日提出。1件でございます。

農地の所在であります、大字〇〇字〇〇6659-90番地 地目が畑 面積が6,014㎡であります。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏から申請が出されておりまして、非農地の事由は現況及び申請書の経過等により非農地と判断です。

申請書でございますが、タブレットをご覧ください。

こちらに現況確認証明確認書があります。8月9日に現況確認調査員の遠藤充孝委員、上野庄市委員、田中茂委員と事務局で現地の確認をしております。その際に土地所有者である申請人の立会いもいただいたところですので。申請人は先ほど申し上げました〇〇〇〇さんでございます。申請地の所在、面積等が記載されております。3ページからが〇〇〇〇さんから提出された申請書になります。

次のページが土地の所在であります。位置図がありまして、〇〇集落の西で〇〇〇地区の東側でその間になります。下の道路が県道になりまして、現地に向かう途中で申請者が以前住んでいた母屋がございまして、今回の申請値はその周辺で登記地目が畑になってい

たということであります。次のページからは法務局の登記簿謄本がございます。こちらでは地番、地積、所有者が確認できるかと思えます。次に現況写真が添付されておりますが、すでに山林化している状況であります。次が法務局備え付けの公図の写しが添付されておりますので確認いただきたいと思います。その次が現況写真でございまして、山林となっているのかわかると思えます。最後に非農地化した経過で、〇〇〇区長さんから証明をいただいております、昭和60年ころからおおむね35年以上耕作されていないということでございます。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ここで、紹介委員の上野 庄市 委員より説明を求めます。

8番 上野 庄市 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、8月9日に遠藤委員、田中委員と私、樋口事務局長と小川係長で現況確認をまいりました。前回の別件の際に見ている現地でございまして、〇〇地区に行く途中にあるスキーレンタルの裏手になります。その道を上がっていくと民家がありまして、周辺は山林原野となっていて、非農地であるという判断をしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま、事務局並びに調査員からの説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第65号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 承認することに決定いたします。

議長

日程第6 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第6 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令和4年8月19日提出。

農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇98番、地目は畑、農振農用地、面積は5,674㎡、権利種別が3条無償移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏外1名で〇〇地区の方の相続を受けた方でございます。譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏です。

次に、申請書の説明をいたしますのでタブレットをご覧ください。まず、申請書が今回の譲渡人と譲受人から提出されておまして、今回所有権の無償移転の申請ということになります。相続を受けた方のほうで耕作ができないということで、同じ地区の方に耕作をお

願いたいということで話がまとまりまして、無償での所有権移転ということであり
ます。譲受人の機械の所有状況等については記載のとおりでございます。次ページで権利取
得後の農地の面積ということで、譲受人が29,405㎡になるということで下限面積を
クリアしているということが確認できると思います。次に法務局の登記簿謄本で面積、現
在の所有者等確認できると思います。次に法務局備え付けの公図の写し添付してあります
ので、ご確認下さい。位置図、現況写真、住宅地も含めた地図が添付してございます。現
況が樹園地ということになっておりまして、今後譲受人はブドウの栽培を予定している
ということでもあります。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の田中 茂 委員より説明を求めます。

9番 田中 茂 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、8月9日に事務局と現地の確認をして
きました。写真を見ていただくとわかると思いますが、以前は亡くなった〇〇〇さんがリ
ンゴを栽培していました。譲受人は認定農業者でもあり、ブドウ栽培を行うということ
でありますので、地区としても荒廃農地を増やさないという意味でも良いと思いますし、特
に問題はないと判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について 質問・意見ございませ
んか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第56号 農
地法第3条の規定による許可申請について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第7 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・次回定例会については、9
月21日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

また、資料に記載はありませんでしたが、8月3日・4日の大雨被害についてご説明い
たします。こちらは、・・・・・・の被害状況でありました。

事務局

まず、農地パトロールの実施についてですが、8月23日から26日までの期間で行っ
ていく予定ですのでよろしくお願いいたします。

2点目は、そば転作確認現地調査についてですが、8月29日から9月1日までの期間で行っていく予定ですので、よろしくお願いいたします。

3点目は、令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が8月30日に開催されます。こちらについては、コロナウイルス感染予防により5名の参加となりますので、日程調整よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第7 その他 1. 今後の日程及び参加者については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 事務局からこれ以外で何かございませんか。

事務局

では、私の方から2点ほど説明申し上げます。

1点目は、農業委員会の視察研修でございます。今回、旅行工程の見積書をお渡ししましたので日程の方を決定していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。今、事務局で検討しているのが11月16日から18日までの2泊3日で予定していますので、皆さんの参加について調整願います。

2点目が、町の農業法人設立に向けて、以前行いましたポケマル第2回研修会が9月上旬に開催される予定ですので、農業委員の皆さんにぜひ出席いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上ですのでよろしくお願いいたします。

議長

その他 これ以外で委員の皆さんからご意見何かございませんか。

8番 上野 庄市 委員

以前行った地区懇談会で、地区から出た質問について町から回答があったが、条件の悪い田は高収益作物を作って下さいということといいんですよね。

事務局

はい。

8番 上野 庄市 委員

はい。わかりました。

事務局

ひとつは、〇〇町のように受益者負担なしでの基盤整備のお話だと思います。その事業

に取り組むに当たっては、地区の人・農地プランの実質化が必須であります。その地区の考え方がベースにあって、基盤整備をするのであれば、5町歩・10町歩くらいの規模でもこれが必要であって、条件として2割以上の収益アップが必要となります。そのため、今までと同じでは無理なので、そこに園芸作物にする等しなければできないということになっています。以前の基盤整備とは違って、今は収益力も上げていかないと事業にも取り組めないですという風になってきています。〇〇町は農地中間管理事業を通して利用集積を行うことで地域集積協力金が国・県から交付されるので、それを活用してやれば受益者負担がなしで整備ができるということだと思います。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前10時40分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和4年8月19日

議長(会長)

署名人

署名人